

法律相談の相談日時が増えます

▼相談の予約 中央公民館窓口(電話では受け付けできません)
播磨町では、兵庫県弁護士会に委託して無料法律相談を行っています。金銭の貸借や不動産に関する事、交通事故や事件に関する事、離婚問題や家庭内暴力(DV)、ストーカーでお悩みの方など、様々な問題で法律の助けが必要な方を対象に弁護士がアドバースを行います。無料で相談が受けられますので、お悩みの方はお気軽にお申し込みください。

▼相談時間 1人30分
※1日に受け付ける相談は4人まで。月4回の相談日があります。相談日が祝日に当たる場合は、翌平日に繰り下げます。

▼申し込み方法 中央公民館窓口で事前に予約してください。電話予約はできません。空きがある場合は当日の受け付けも行っています

▼相談場所 中央公民館

【お願い】
相談時間の5分前には中央公民館窓口までお越しください。都合が悪くなった場合は、必ず中央公民館までご連絡ください。無断でキャンセルされますと、以後相談をお断りする場合があります。

▼対象 播磨町在住または在勤の方(ご家族が代理で相談を受けることもできます)

▼相談日時
○第1・3火曜日 午前10時～正午(追加相談日)
○第2・4月曜日 午後6時～8時(これまで通りの相談日)

なお、無料法律相談と女性法律相談を分けて実施していましたが、平成21年度より女性問題についても無料法律相談でお受けします。

法律相談のほか、各種相談のご案内は、毎月の広報はりま「各種相談」のページに掲載しています。
今月号は28ページです。ご参照ください。

健康福祉事務所における一般相談を廃止します

県では、健康福祉事務所を実施していましたが一般健康相談を3月末をもって廃止します。

健康診断書の発行を目的とする健康診断は、最寄りの医療機関や健診センターなどで受診してください。

なお、健康相談やエイズ検査、肝炎検査、梅毒検査などは予約制にて引き続き実施します。

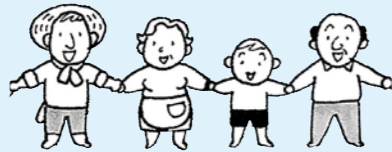
▼問い合わせ
加古川健康福祉事務所
☎079(422)0002

加古川健康福祉事務所の保健相談は、毎月の広報はりま「保健のページ」に掲載しています。

今月号は27ページです。ご参照ください。

障がい福祉なんでも相談室

利用予約の電話番号が変更になりました
☎079(435)2361



障がい福祉なんでも相談室のご案内は、毎月の広報はりま「各種相談」のページに掲載しています。
今月号は28ページです。ご参照ください。

平成18年に開設した身体的・精神的それぞれの専門相談員が相談にのる「障がい福祉なんでも相談室」もほぼ2年が過ぎようとしています。昨年度に一度ご紹介させていただきましたが、それぞれの相談員の方に、昨年よりもう少し具体的な例などをあげてご紹介していただきます。

なお、本年4月より利用予約の電話番号が変更になりましたので、ご注意ください。

身体障害者相談員の植田さんからの紹介です

身体障害者相談員がどのようなことをしているのかを紹介するために、次のような一般的な事例を用いてご紹介いたします。

▼相談内容
事故により入院されていた方(車いすの利用が必要)が、リハビリなどを終え自宅に帰ることが決定し、退院後の自宅での生活についてどうすればいいのかわからない。

▼活動内容

- ①相談員が病院を訪問し、ご本人やご家族と面談して退院後の生活に関する意向の聞き取りをします。また主治医、リハビリ専門スタッフ、看護師、医療ソーシャルワーカーなども話し合いをして、在宅に必要なケアの内容についても確認します。
- ②ご本人やご家族の在宅生活に関するご希望や、医療関係者などの助言をもとに、相談員が必要に応じて次のような支援を行います。
 - ・自宅での介護や看護、リハビリなどが利用できるよう、居宅介護や訪問看護の事業所の利用の仕方についての情報提供、面談や契約の際の橋渡し
 - ・障がい者支援施設へ日中通ったり、短期入所したりするサービスについて、実際に利用するかどうかが決定できるよう、事前見学に同行
 - ・車いすでの生活がしやすいよう、病院の作業療法士や役場の担当者、福祉用具取扱業者などと連携して必要な福祉用具の購入や住宅改修のため

今回は、紙面の都合上、一例のみご紹介させていただきましたが、相談員の活動内容について少しでも知っていただけたらと思います。実際に寄せられるご相談の内容は実に様々です。障がいのある方、ご家族、関係者などなたからの相談でも構いません。ご自宅を訪問してご相談を受けることもできますので、ご相談窓口をぜひご利用ください。



「防災安心ネットはりま」に登録しましょう

<http://bosai.net/harima/>

- 「防災安心ネットはりま」とは
携帯電話やパソコンのメールアドレスに登録いただくと、災害時の情報や地域の不審者情報などの緊急情報を住民の皆さまにいち早くメールにてお届けします。平常時には、防災情報や休日の救急当直医情報をみることができます。
- 登録すると次の情報が受けられます
携帯電話で情報入手できるため、いつでもどこでも情報を入手できます。
 - ・町からの災害時の情報や地域の不審者情報などの緊急情報
 - ・「ひょうご防災ネット」を通じて気象警報、地震情報など
 - ・避難場所一覧
 - ・休日の救急当直医情報

▶問い合わせ 健康安全グループ
☎079(435)2721



◀防災安心ネットはりま QRコード
※QRコード読取機能がついたカメラ付き携帯電話の場合は、コードを接写するだけでアクセスできます。操作方法は、携帯電話の取扱説明書を見てください。

日本司法支援センター 法テラス

「法テラス」を知っていますか?

法テラスとは、総合法律支援法に基づき国が設立した公的機関です。コールセンターを設置し、法的トラブルに、どのような解決方法があるのかわからない、どこに誰に相談していいのかわからないという方に法の制度の情報や適切な相談窓口を紹介します。また、犯罪にあわれた方に対して、犯罪被害者支援の知識と経験を持った担当者がお話をお聞きし、犯罪被害者支援に詳しい弁護士の紹介や犯罪被害者団体などに関する情報などを提供しています。相談者の秘密は厳守し、お名前や話したくないことを無理にお聞きすることはありませんので、法的トラブルでどうしたらよいかかわからずお悩みの方は、お気軽にお問い合わせください。

★情報提供 ☎0570-078374
※PHS・IP電話からは、☎03(6745)5600

★犯罪者支援 ☎0570-079714
※PHS・IP電話からは、☎03(6745)5601

▶受付時間
○平日 午前9時～午後9時
○土曜日 午前9時～午後5時
※通話料は、固定電話からの場合、全国一律3分8.5円がかかります。
法テラスホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

▼問い合わせ 加古川社会保険事務所

☎079(427)4740

国民年金の最大のメリットは、支給される年金の一部に国庫負担が含まれていることです。この国庫負担金の割合が、平成21年度からこれまでの3分の2から2分の1に引き上げられることが、ほぼ確実になっています。

また、国民年金には、老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金および遺族基礎年金が設けられていて、私たちの暮らしを手厚く守ってくれています。

このように大切な国民年金ですが、保険料を納付期限までに納めていないと、老齢基礎年金の年金額が低くなったり、受けられなくなったりする恐れがあります。

平成21年度の保険料は、月額1万4千660円となっています。毎月の保険料は、社会保険庁から毎年4月上旬に送られてくる1年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。



ちよ銀行を含む) またコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

有利な前納割引制度

保険料は、1年分または6ヵ月分など、定められた月数分について前納すると割引になります。

例えば、平成21年度の1年分の保険料を現金で前納すると17万2千800円で、年間3千120円(1.8%)の割引になります。これを口座振替によって前納すると、平成21年度の1年分の前納額は17万2千230円で、さらに有利な年間3千690円(2.1%)の割引になります。また、月々の保険料「口座振替の早割」で1ヵ月早めて納

付すると、年間600円(月額50円)の割引になります。

なお、平成21年度の一部納付(一部免除)の保険料月額額は、4分の1免除で1万1千円、半額免除で7千330円、4分の3免除で3千670円となっていますが、この一部納付制度についても前納制度が設けられています。

社会保険事務所での申し込み

そのほか、前納制度と口座振替などの詳細については、社会保険事務所にご相談ください。

▼問い合わせ

加古川社会保険事務所

☎079(427)4740

年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、社会保険庁のhttp://www.sia.go.jp/「ホームページ」もご利用ください。

国民健康保険こんなときは届出を

▼問い合わせ 保険年金グループ

☎079(435)2581

職場の医療保険(健康保険や共済組合、船員保険など)や後期高齢者医療に加入している人、生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。次のようなときは、14日以内に届け出てください。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入するとき	転入してきたとき	印鑑、転出証明書
	ほかの健康保険をやめたとき(退職したときや健康保険の扶養からはずれたとき)	印鑑、健康保険の資格喪失証明書(各事業所で証明を受けてください)
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき(出産育児一時金の申請)	印鑑、国保証、世帯主名義の預金通帳
やめるとき	ほかの健康保険に加入したとき	印鑑、国保証、健康保険証が健康保険の資格取得証明書
	生活保護を受けることになったとき	印鑑、国保証、保護開始決定通知書
その他	死亡したとき(葬祭費の申請)	印鑑、国保証、喪主並びに葬儀が確認できる書類(会葬御礼はがきや葬儀会館の領収書)、喪主名義の預金通帳
	退職者医療制度に該当するとき	印鑑、国保証、年金証書

※退職者医療制度に該当すると…厚生年金や共済組合などの老齢(退職)年金を受けており、年金加入期間が通算20年以上か40歳以降に10年以上ある人で65歳未満の方は、届出により65歳の誕生月まで退職被保険者証が交付されます。退職者医療制度では、本人の自己負担と保険料のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。退職者医療制度の対象となっているにもかかわらず届出がされない、拠出金が負担する医療費分まで国保が負担することになります。皆さんの負担軽減が図られることにもなりますので、対象となったら必ず届出をお願いします。

中小企業の皆さん 信用保証料の一部を補助します

播磨町では、中小企業の皆さんを支援するため、平成21年2月19日より、セーフティネット保証を利用して融資を受ける中小企業者に対して、その融資に必要な信用保証料の一部を補助します。

対象となる融資

中小企業信用保証法第2条第4項の規定(セーフティネット保証)による播磨町長の認定を受け、その認定により受けた融資

申請できる方

個人事業主の方 播磨町内に住所が事業所のある方
法人の方 播磨町内に本社を構える方

補助する額

支払った信用保証料の2分の1(上限20万円)

補助する期間

平成22年3月31日まで

平成20年4月1日認定分まで、さかのぼって補助します

対象となる方は、平成21年3月31日までに申請してください。その日を過ぎると受け付けできなくなりますのでご注意ください。

▼申請書 申請書は住民グループでお渡しします。メール・FAXでもお送りできますのでご連絡ください。町ホームページにも掲載しています

▼申請・問い合わせ

住民グループ

☎079(435)23664

FAX079(435)0766

e-mail jumj@harima.lg.jp

ホームページ
http://www.town.harima.lg.jp

平成21年度 介護保険料をお知らせします

▼問い合わせ 保険年金グループ ☎079(435)2582

特別徴収(年金から天引き) 対象の方へ

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、市町村民税の課税区分(課税・非課税)および前年の合計所得金額などに基つき決定するため、これが確定する6月以降でなければ決まりません。

このため、20年度から継続して特別徴収により納付されている方の、平成21年4月、6月および8月の保険料は、基本的に平成21年2月に年金

から徴収しました保険料額と同じ額を「保険料仮徴収額」として徴収させていただきますこととなります。ただし、21年度から新たな保険料額が設定される関係で、8月の金額が変更になる場合がありますのでご了承ください。

普通徴収(納付書・口座振替で納付) 対象の方へ

特別徴収の部分でも述べましたが、21年度の保険料額は6月以降でなければ決定できません。そのため普通徴収の方についても、20年度の保険料額を基に第1期(4月)分の保険料を徴収します。これを暫定賦課と言い、4月中旬に1回分の納付書(通知書)を送付します。

その後6月に保険料額が確定しますので、年額から第1期分を除いた額を残りの5回の納期で分けて納めていただきます。この決定通知については特別徴収と同じく6月中旬になります。

特別徴収(年金天引き)の方法

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
仮徴収	仮徴収	仮徴収	本徴収	本徴収	本徴収

●仮徴収(4月・6月・8月の支払い分)

基本的に前年度最後の支払い月(2月支払い分)と同じ金額が仮徴収として、年金から天引きされます。

●本徴収(10月・12月・翌年2月の支払い分)

今年度分の保険料額の確定を受けて、仮徴収額との調整が行われます。「確定した保険料の年額 - 仮徴収合計額」を3回(10月、12月、2月)に分けて徴収されます。

